

ご存知ですか？付加年金

将来の国民年金受給額を増やせます

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

■定額保険料…平成28年度／月額16,260円

◆納めることができる人 国民年金第1号被保険者
任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）

◆付加保険料の月額 400円

◆申し込み先 佐賀年金事務所または市民生活課 保険年金係

◆付加年金額 付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりです。



平成28年度時点の場合

780,100円（年額）に96,000円〔200円×480月（40年）〕（年額）が生涯加算され、受け取ることができます。

付加保険料を納めた分は、2年間で支払った金額を超える計算となります。

◆納めていただく際、次の点に注意してください。

○付加保険料の納付は、申し込みの月分からとなります。

○付加保険料の納期限は、翌月末日です。

○納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

○国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

▼問い合わせ 佐賀年金事務所

市民生活課 保険年金係

☎ 31-4191
☎ 75-2159

秋季全国火災予防運動が実施されます！

火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎え、火災を防止し、死者の発生、財産の損失を防ぐことを目的としています。

■実施期間 11月9日(水)～11月15日(火)

■平成28年度全国統一標語

「消しましょうその火その時その場所で」

◆住宅用火災警報器の設置は義務です。また、いざという時のため「点検」と「お手入れ」を忘れずに。

▼問い合わせ 佐賀広域消防局 予防課 ☎ 33-6765



税について / ちょっと / 考えてみよう！

税を考える週間

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。

ドラマ仕立ての
動画で紹介

イラストで紹介



マイナンバー制度についても紹介中

税を考える週間

検索 国税庁

